

# 個別労働関係紛争 解決のしおり

労務管理のプロが  
職場のトラブル解決を  
サポートします。



法務大臣認証・厚生労働大臣指定  
社労士会労働紛争解決センター東京



〒101-0062  
東京都千代田区神田駿河台4-6  
御茶ノ水ソラシティ アカデミア4階  
東京都社会保険労務士会館内

☎ 03-5289-0751 (平日9:00~17:00)  
✉ center\_tokyo@tokyosr.jp



社労士会 解決センター東京

🔍 検索



あなたの職場のトラブル

社労士会労働紛争解決センター東京に  
「あっせん」を申し立ててみませんか？



法務大臣認証・厚生労働大臣指定  
社労士会労働紛争解決センター東京



# 社労士会労働紛争解決センター東京

社労士会労働紛争解決センター東京(以下「解決センター東京」という。)は「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(ADR法)」に基づく法務大臣の認証と、「社会保険労務士法」に基づく厚生労働大臣の指定を受けて、**労務管理の専門家である特定社会保険労務士**がその知見と経験を活かし、個別労働関係紛争を「**あっせん**」という手続きにより、簡易・迅速に円満な解決を図る機関です。

## 個別労働関係紛争とは

労働条件その他労働関係上の問題について、個々の労働者と事業主の間でお互いの主張が食い違っていることをいいます。

## 「あっせん」の手続とは

解決センター東京のあっせん委員が、紛争当事者である労働者と事業主から交互に言い分を聞き、公正・中立の立場で当事者の歩み寄りを促し、紛争を解決に導く制度です。

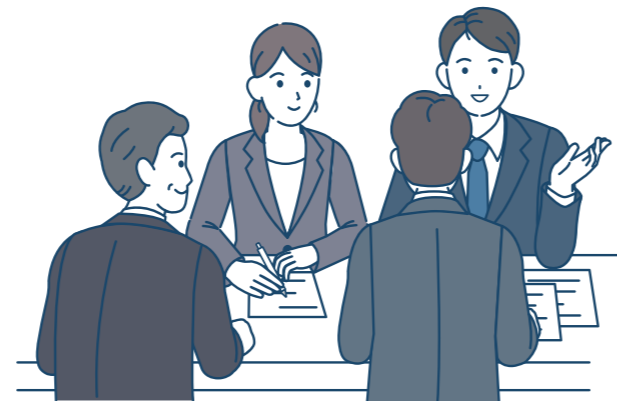
あっせんは、どちらが正しいかを判断するものでなく、当事者双方に譲り合いを勧めて、お互いにとって最善と思われる解決策を提案します。また、その解決策を強制することはありません。

## 「あっせん」のメリットは

簡単な手続きで申立てができ、早期に解決が図れます。また、和解ができれば裁判などを回避できます。特に、**裁判とは異なり非公開のため、プライバシーが守られます。**

## 「あっせん」のデメリットは

**あっせん手続には法的拘束力はありません。**そのため、相手方が不参加の場合もあります。また、和解した場合でも、和解内容に強制力を持たせるには所定の手続きをとる必要があります。



## 目次

### 1 ▶ あっせん申立てについて

- Q1 職場のトラブルであれば、どんな内容でも申立てできますか? …… P.2
- Q2 あっせんを申立てるにはどうしたらよいですか? 相談できますか? …… P.3
- Q3 あっせん申立ては自分でできますか? 代理人を立てることはできますか? …… P.3
- Q4 あっせん申立書にはどんなことを書けばよいですか? …… P.4

### 2 ▶ 「あっせん手続」の流れ、費用、実施日など

- Q5 申立てをしてからの手順はどうなりますか? …… P.4
- Q6 申立ての費用はいくらですか? …… P.6
- Q7 あっせんは、いつ、どこで行われますか? …… P.6
- Q8 あっせんは、具体的にどのように進められますか? …… P.6
- Q9 あっせん期日に出席しましたが、相手方がなかなか和解案に応じる気配がない場合はどうなりますか? …… P.6
- Q10 解決センター東京に申立てをすると何か法律的な利益はありますか? …… P.6

### 3 ▶ 更に詳しく理解するために

- Q11 あっせん委員には、どのような人になるのですか? …… P.7
- Q12 あっせん委員は、忌避(他のあっせん委員に交替)できますか? …… P.7
- Q13 「解決センター東京」と「東京労働局」のあっせんの違いとは? …… P.7
- Q14 申立ての内容について熟知している者(上司、同僚などの参考人)がいる場合、あっせん期日に出席し、発言してもらえますか? …… P.8
- Q15 相手方が申立てに応じない場合はどうなりますか? …… P.8
- Q16 和解成立による終了や相手方が申立てに応じず終了する場合以外に、あっせん手続が終了することはありますか? …… P.8
- Q17 提出した個人情報資料等は、あっせん手続終了後に返してもらえますか? …… P.9
- Q18 個人情報等の秘密は守られますか? …… P.9
- Q19 あっせん手続に関して、あっせん委員および解決センター東京に苦情がある場合は、対応してもらえますか? …… P.9
- Q20 成立した和解契約の内容について、当事者の一方が履行(実行)しないときは、どうすればいいですか? …… P.9

## 1 ▶ あっせん申立てについて

### Q1 職場のトラブルであれば、どんな内容でも申立てできますか？

A 解決センター東京で「あっせん」の対象とするのは**労働者が勤務していた場所が東京都内の個別労働関係紛争**だけです。つまり、労働契約（解雇、出向・配転に関する事など）やその他の労働関係（職場内のいじめ・嫌がらせなど）についての、**個々の労働者と事業主との間の紛争**が対象となります。

したがって、以下のようなものは対象とはなりません。

#### 1 労働組合と事業主との紛争

▶ 集団的労使紛争は対象外です。都道府県労働委員会において労働争議の調整（あっせん、調停及び仲裁）を行っていますのでそちらをご利用ください。

#### 2 労働者と事業主との間の私的な金銭貸借問題等

▶ 労働関係以外の紛争は対応する専門の機関へ相談しましょう。

#### 3 明らかな労働基準法等の労働関係法上の法規違反

▶ 労働関係法規違反は労働基準監督署に相談申請しましょう。法令違反の有無に関する調査や是正勧告が行われます。

#### 4 雇用契約前の募集・採用に関する紛争

#### 5 退職後に新たに発生した紛争

▶ 事業主と応募者、退職者の間には雇用契約関係がないため対象外となります。ただし、雇用契約後に労働条件が募集時と異なっている場合や、退職の原因となった解雇等は対象となります。

#### 6 裁判や民事調停において手続きが進行している、または決着している紛争（裁判を起こす予定である、民事調停を申し立てる予定である場合を含む）

#### 7 都道府県労働局など他の機関によるあっせんを実施中、または終了した紛争（解決センター東京で過去にあっせんで終了した紛争を含む）

▶ 同じ内容の紛争については矛盾した結論を招く恐れがあるため、原則、別々の機関の手続きで取扱うことはできません。



#### 解決センター東京で「あっせん」の対象となる事例

- ・突然、解雇された
- ・経営不振を理由に退職勧奨された
- ・パワハラを受けて退職に追い込まれた
- ・療養後の職場復帰の際に配置転換されたが、元の部署に戻りたい
- ・管理職と社員のトラブル
- ・社員の退職問題 など

※いずれも労働者が勤務していた場所が東京都内であること

### Q2 あっせんで申立てるにはどうしたらよいですか？相談できますか？

A まずは、**東京都社会保険労務士会「総合労働相談所」**で、今困っていることがどのような状態なのか、どのような解決方法があるか、相談されることをお勧めしています。「**総合労働相談所**」は**事前予約制の対面相談**ですので、予約ダイヤルへお問い合わせください。

予約ダイヤル **03-5289-8833**

受付時間 10:00～16:00

土・日・祝日、夏季休日及び年末年始の期間を除く

※総合労働相談所、多摩相談室 共通

#### 東京都社会保険労務士会「総合労働相談所」

所在地 東京都千代田区神田駿河台4-6 御茶ノ水ソラシティ アカデミア4階

相談日時 毎週火、木曜日／第1、第3土曜（祝日及び年末年始の期間を除く）

① 10:30～11:50 ② 13:00～14:20 ③ 14:30～15:50

#### 東京都社会保険労務士会「総合労働相談所多摩相談室」

所在地 東京都立川市曙町2-32-3 立川三和ビル602号

相談日時 毎月第1、第2、第4火曜日（祝日及び年末年始の期間を除く）

① 10:30～11:50 ② 13:00～14:20 ③ 14:30～15:50

<https://www.tokyosr.jp/entrance/consulting/worker/>

相談員がお聞きした相談内容から、解決センター東京に申し出ることが問題解決にとって一番いい方法であると判断した場合、解決センター東京事務局職員があっせん制度や手続きの流れについて、詳しくご説明いたします。

その後、あっせんで申立てることを決められましたら、「**あっせん手続申立書**」（10頁以降参照）を作成し、解決センター東京にご提出ください。申立書をご提出の際は必ず記名押印の上、郵送にてお送りください。

### Q3 あっせん申立ては自分でできますか？代理人を立てることはできますか？

A 申立ては、本人が直接行うことができますが、専門家の力を借りるために**特定社会保険労務士**や**弁護士**に代理人を頼むこともできます。特定社会保険労務士は、社会保険労務士のうち所定の研修を受け国家試験に合格した者です。**ただし、解決センター東京では、紛争の目的価額が120万円を超える場合には、特定社会保険労務士が単独では代理人となることができず、弁護士と共同して代理人となることが必要です。**

※特定社会保険労務士を代理人に立てない場合、目的価額の上限はありません。

**Q4** あっせん手続申立書にはどんなことを書けばよいですか？

**A** あっせん手続申立書(10頁以降参照)には次のことを記入してください。また、紛争についての関係資料等があれば一緒に提出してください。

- 1 申立人(労働者又は事業主)の住所、氏名、連絡先
- 2 被申立人(相手方である労働者又は事業主)の住所、氏名、連絡先
- 3 紛争の概要(いつ、どこで、誰が、誰に、どんなことをしたか、又はされたか、その結果今どのような紛争状態になっているかなど。)
- 4 解決を求める事項(申立人は、どうして欲しいのか。)など
- 5 申立ての年月日
- 6 申立人の記名押印(代理人がいる場合は、代理人の記名押印も)

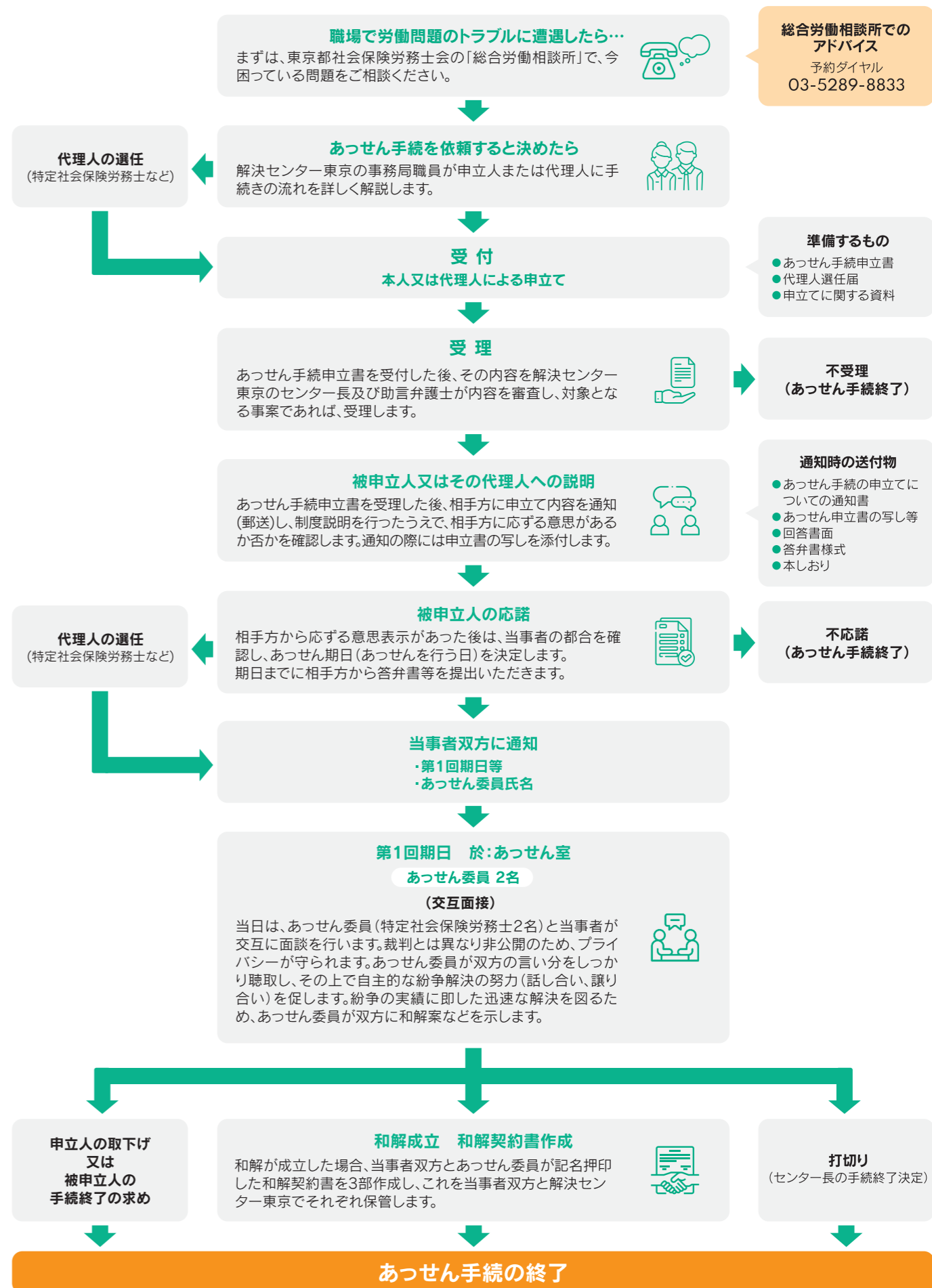
**2 ▶ 「あっせん手続」の流れ、費用、実施日など**

**Q5** 申立てをしてからの手順はどうなりますか？

**A** 解決センター東京では、あっせん手続申立書を受付けると次のような手順を進めます。

- 1 あっせん手続申立書の内容を審査します。
- 2 解決センター東京で対象とする事案であれば受理します。
- 3 申立ての内容を相手方に通知し、相手方があっせんに応ずる意思があるか否かを確認します。
- 4 相手方からあっせんに応ずるとの意思表示があった場合、当事者の都合を確認して、あっせん委員が期日(あっせんを行う日)を指定し、期日の7日前までにこれを当事者双方に通知します。
- 5 期日前に、相手方から答弁書(申立ての内容を認めるか、あるいは否認するか)の意向及び申立てについての反論とその理由を簡潔に記載した書面)とそれに関する資料を提出していただき、1回の期日で和解の成立を目指します。  
ただし、紛争の内容が複雑困難な場合等、特段の理由があるときは、最大3回まで期日が開かれることもあります。
- 6 和解が成立した場合は、あっせん委員が起案し、当事者双方とあっせん委員が記名押印した和解契約書を3部作成します。(これは、当事者双方と解決センター東京でそれぞれ保管します。)これで、あっせん手続は終了します。
- 7 上記①～⑥の期間はおよそ1か月～2か月程度を目指しています。
- 8 相手方があっせん手続に応じない場合は、そこであっせん手続は終了します。

**社労士会労働紛争解決センター東京におけるあっせん手続の概要**



Q6 申立ての費用はいくらですか？

A 申立て費用は**無料**です。



Q7 あっせんは、いつ、どこで行われますか？

A 当事者双方の都合を確認して調整し、原則、**月曜日**から**金曜日**の**13:30～20:00**、**土曜日**の**13:30～17:00**(いずれも、**祝日・年末年始を除く**)の時間帯に、解決センター東京の専用個室において非公開で行います。

Q8 あっせんは、具体的にどのように進められますか？

A あっせんは、労働問題に精通した特定社会保険労務士である「**あっせん委員**」が公正・中立の立場で行います。

まず、**当事者双方から交互に言い分をしっかりと聴取**し、その上で自主的な紛争解決の努力(話し合い、譲り合い)を促します。紛争の実情に即した迅速な解決を図るため、**あっせん委員が双方に和解案を示す**などし、最終的に「**和解契約書**」をまとめます。

Q9 あっせん期日に出席しましたが、相手方がなかなか和解案に応じる気配がない場合はどうなりますか？

A あっせん委員は、当事者又は代理人からその主張、理由、説明等を求め、要点を確認して粘り強く互譲を勧めます。

しかし、あっせん委員がこれ以上双方の歩み寄り認められず、和解が成立する見込みがないと判断した場合、あっせん手続は和解不成立となって終了します。

Q10 解決センター東京に申立てをすると何か法律的な利益はありますか？

A 申立人が同じ内容の紛争について**裁判所で訴訟中の場合**、当事者の共同申出がなされた時は、受訴裁判所の決定で**訴訟手続は一時中止**され、解決センター東京のあっせん手続が行える場合があります。

また、解決センター東京で開始されたあっせん事件については、一定の要件の下で時効の完成猶予の効力が認められていますが、そのためには、あっせん手続によっては、和解が成立する見込みがないことを理由にあっせん手続が終了した場合であること、当事者があっせん手続終了の旨の通知を受けた日から1か月以内にあっせん手続の目的となった請求について訴えを提起したこと等が必要となります。

### 3 ▶ 更に詳しく理解するために

Q11 あっせん委員には、どのような人がなるのですか？

A **特定社会保険労務士**の中から、労働問題に精通し、かつ個別労働関係紛争の法制に関し造詣が深く、紛争解決の実務経験及び能力を有する者が**原則として2名**、解決センター東京のセンター長により選任されます。また、申立事案の内容により、弁護士があっせん委員に加わる場合もあります。

Q12 あっせん委員は、忌避(他のあっせん委員に交替)できますか？

A あっせん委員についてあっせんの公平な実施を妨げる事情があるときは、解決センター東京に忌避を申し出ることができます。その申し出が相当であるときは、当該あっせん委員の指名を取消し、後任のあっせん委員が指名されます。なお、当事者の利害関係人、親族、後見人等は、あっせん委員にはなれません。

Q13 「解決センター東京」と「東京労働局」のあっせんの違いとは？

A あっせん手続により個別労働関係紛争を解決するという点では、両者は共通していますが、次のような違いがあります。

- 1 東京労働局の紛争調整委員会は行政が実施しているのに対して、解決センター東京は社会保険労務士の社会貢献活動の一環として行う民間型ADR(Alternative Dispute Resolution: 裁判外紛争解決手続)機関です。
- 2 解決センター東京では利用者の利便性を考慮し、原則として月曜日から金曜日13:30～20:00、土曜日13:30～17:00(いずれも、祝日・年末年始を除く)の時間帯にあっせんを行います。土曜日や夜間にできることで、仕事を休まなくても利用できます。

- 3 紛争の目的価額(例えば、解決金として〇〇円支払って欲しい。)が120万円を超える場合、あるいは超えると予想される場合に、代理人を立てて申立てを行おうとすると、労働局では目的価額に関わらず特定社会保険労務士が単独で代理人を務めることができますが、解決センター東京では**特定社会保険労務士が単独で代理人になることができず、弁護士と共同で代理人とならなければなりません。**

※特定社会保険労務士を代理人に立てない場合、目的価額の上限はありません。

Q14

申立ての内容について熟知している者(上司、同僚などの参考人)がいる場合、あつせん期日に出席し、発言してもらえますか？

A

あつせん委員の許可及び相手方の同意があれば、上司や同僚などがあつせんの期日に出席することが出来ます。ただし、発言はあつせん委員から求められたときのみとなります。

Q15

相手方が申立てに応じない場合はどうなりますか？

A

相手方がこの申立てに応ずる意思がない場合は、解決センター東京でのあつせんはできず、あつせん手続は終了します。

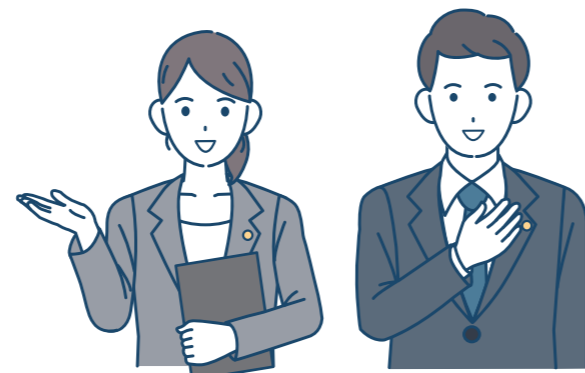
Q16

和解成立による終了や相手方が申立てに応じず終了する場合以外に、あつせん手続が終了することはありますか？

A

次のような場合にもあつせん手続は終了します。

- 1 当事者の一方が正当な理由なくあつせん期日に欠席し、又は当事者の一方が和解する意思がないことを明確にするなど、**あつせん委員が和解の成立の見込みがないと認めたとき**
- 2 申立人が、書面または口頭で取下げを求めたとき
- 3 被申立人が、書面または口頭で手続終了を求めたとき
- 4 当事者の一方が死亡したとき



Q17

提出した個人情報資料等は、あつせん手続終了後に返してもらえますか？

A

提出された資料が原本の場合はお返しします。ただし、そのコピーはあつせん終了の日から10年間厳正な取り扱いにより保管し、その後適正に廃棄処分いたします。

Q18

個人情報等の秘密は守られますか？

A

あつせん委員及び申立てに携わる解決センター東京の役員及び職員には、守秘義務が課されており、お預かりしたコピーを含めてその秘密が外部に漏れることは一切ありません。

ただし、当事者の氏名等が特定されない形で、研修の資料等に利用させていただくことがありますので、ご了承願います。

なお、万が一、秘密を洩らした者がいた場合は、厳正に処分されます。

Q19

あつせん手続に関して、あつせん委員及び解決センター東京に苦情がある場合は、対応してもらえますか？

A

苦情の申し出があった場合には、解決センター東京の内規により直ちに苦情相談員を選任して調査し、責任をもって公正かつ適正な措置を講じます。

Q20

成立した和解契約の内容について、当事者の一方が履行(実行)しないときは、どうすればいいですか？

A

一般には、信義誠実の原則に則り、和解の内容が履行されることと思われませんが、この和解契約には、民法上に和解の効力を有するものの、法律的強制力がないので、相手方に対して強制することはできません。

ただし、和解契約の内容を債務名義にすることで、法律的強制力を持たせることができます。債務名義にするには次の方法があります。

- 1 簡易裁判所で和解契約を内容とする即決和解の手続きをとる。
- 2 公証役場で相手方が強制執行を認諾する旨の公正証書を作成する。

記入例

あっせん手続申立書

紛争当事者	申立人	氏名（名称） 住所（所在地） Eメールアドレス 電話 FAX	新宿 A男 〒160-0814 東京都新宿区〇〇町102-8 abcde@xyz.ne.jp 080 (xxxx) xxxx ( )
	被申立人	氏名（名称） 住所（所在地） Eメールアドレス 電話 FAX	株式会社東京会社 代表取締役 東京 B一郎 〒112-0000 東京都文京区〇〇9-10-8 hijklmn@tokyocp.co.jp 03 (xxxx) xxxx FAX 03 (xxxx) xxxx
		※申立人が労働している事業場の名称及び所在地	株式会社東京会社 豊島支店 〒170-0001 東京都豊島区〇〇8-8-100
紛争の概要		申立人は、令和〇年〇月〇日より営業職の正社員として勤務して来ました。入社以来ほとんど毎日深夜まで仕事をし、その結果体調を崩し、心療内科へ行ったところ、うつ状態と診断され休養を勧められました。会社に相談したところ、「会社には休職制度はないので〇月〇日でやめてもらう」と言われました。	
解決を求める事項（理由も含む）		1. 休職を認め、解雇を撤回して欲しい。 2. 休職を認めず解雇するのであれば、病気になった原因は会社にあるのだから、生活補償として〇〇〇円、納得のいかない理由で退職せざるを得なくなった精神的苦痛に対する慰謝料として〇〇〇円を支払って欲しい。	

令和 ●年 ●月 ●日

申立人氏名（名称） 新宿 A男 印

申立人代理人 印

社労士会労働紛争解決センター東京 センター長 殿

あっせん手続申立書

紛争当事者	申立人	氏名（名称） 住所（所在地） Eメールアドレス 電話 FAX	〒 Eメールアドレス 電話 ( ) FAX ( )
	被申立人	氏名（名称） 住所（所在地） Eメールアドレス 電話 FAX	〒 Eメールアドレス 電話 ( ) FAX ( )
		※申立人が労働している事業場の名称及び所在地	
紛争の概要			
解決を求める事項（理由も含む）			

令和 年 月 日

申立人氏名（名称） 印

申立人代理人 印

社労士会労働紛争解決センター東京 センター長 殿

キリトリ線

